

平成24年3月30日

三次市長 増田 和俊 様

三次市公共事業評価監視委員会
委員長 若 井 具 宜

三次市公共事業の評価について（答申）

平成24年3月27日付け三次地企発第82号で諮問のあった三次市公共事業の評価について、次のとおり答申します。

なお、今後の事業実施にあたっては、より一層のコスト縮減に努めるとともに、早期完成に向け努力されることを要望します。

1 みらさか土地区画整理事業

総合的に判断した結果、対応方針（別紙1）に基づき、事業継続が妥当であると認めます。

再評価の対応方針

1 対応方針

(1) 事業実施後 10 年を経過した時点で、継続中の事業に関する再評価について

ア みらさか土地区画整理事業

「土地区画整理事業における費用便益分析マニュアル(案)」及び街路事業に係る「費用便益分析マニュアル」に基づいて再評価する。

平成 12 年度から事業に着手している本地区は、平成 22 年度に事業採択後 10 年が経過していた。しかし、土地区画整理事業の見直し（駅前地区の区域縮小）を行い、関係権利者へ同意を得るために協議を行っていたため、本年度に事業の再評価を行うことになった。

(2) 費用便益分析の結果について（別紙「資料 2」参照）

上記マニュアルに基づいて分析した結果、土地区画整理事業における費用便益比（B/C）は 1.33，街路事業における費用便益比（B/C）は 1.33 となり、事業の目的を達成するために継続事業とする。

2 対応方針の理由

(1) みらさか土地区画整理事業を継続する理由について

平成 11 年 11 月に都市計画決定した本地区は、平成 12 年度から事業に着手した。しかし、社会情勢の変化などにより、事業の見直し（駅前地区の区域縮小）を行い、関係権利者との同意を得るため協議を行ってきた。

平成 23 年 6 月、関係権利者で構成される「みらさか土地区画整理事業推進協議会」の臨時総会において、事業の見直し（駅前地区の区域縮小）を行うことについて同意を得た。地元の同意のもと、今後も事業は着実に進行する見込みであり、費用対効果も認められるので継続とする。

(2) 現在の必要性について

本事業は、生活拠点とする住宅地の整備を行い、定住を促進する。また、駅前地区と下郷地区とを結ぶ橋梁架設により、駅前地区の商店街の活性化を図る。

更に、既存住民と下郷地区へ転入される新規住民との一体的なコミュニティ形成を促進し、地域活動の活発で魅力ある地域づくりを進める上でも本事業を継続することは不可欠であると考えます。

また、事業の区域外となった地域については、建物の老朽化が著しく、下水道等も未整備であるため生活環境面での支援を行う。